

第 1 3 回合併協議会協議事項

協議案第 1 8 号	新市建設計画について（継続協議）	-----	P	1
協議案第 5 2 号	病院、診療所の取扱いについて（継続協議）	-----	P	2
協議案第 5 7 号	財産の取扱いについて（継続協議）	-----	P	3
協議案第 6 0 号	高齢者福祉事業の取扱いについて（継続協議）	-----	P	4
協議案第 6 1 号	学校教育事業の取扱いについて（継続協議）	-----	P	5
協議案第 6 3 号	合併協定書案について	-----	P	6
協議案第 6 4 号	合併関連議案等について	-----	P	7

協議案第 18 号

新市建設計画について（継続協議）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項に規定する新市建設計画を次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

新市建設計画について

新市建設計画は、別紙のとおりとする。

病院、診療所の取扱いについて（継続協議）

病院、診療所の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年10月12日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

病院、診療所の取扱い

- 1．病院事業の名称、診療科目及び病床数については、現行のとおりとする。
ただし、扇田病院については、名称を大館市立扇田病院とし、一部診療科目については、機能分担を検討する。
- 2．使用料及び手数料に関する事項については、合併時に統一する。
- 3．救急病院に関する事項については、現行のとおりとする。
- 4．車両管理については、使用する病院で管理する。また、扇田病院の患者送迎バスについては、現行のとおりとする。
- 5．累積欠損金については、合併時までには解消する。
- 6．扇田病院の不良債務については、合併時までには解消する。
- 7．田代町診療所運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

財産の取扱いについて（継続協議）

財産の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年10月25日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

財産の取扱い

- 1．合併時の財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ。
ただし、大館市地域振興基金（現在、社会福祉環境整備基金で運用）、比内町まちづくり基金及び田代町地域振興基金については、合併時に統合し、用途については、それぞれの市町の意向を尊重する。
- 2．財産区については、合併時における状況のとおり新市に引き継ぐ。
- 3．山林等の旧慣による使用权については、合併時における状況のとおり新市に引き継ぐ。

高齢者福祉事業の取扱いについて（継続協議）

高齢者福祉事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年10月25日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会長 小畑 元

高齢者福祉事業の取扱い

- 1．高齢者（老人）福祉計画については、合併後に再編する。
- 2．高齢者サービス総合調整会議（地域ケア推進事業）については、合併時に再編する。
- 3．在宅介護支援センターについては、合併時に再編する。現在2カ所ある基幹型在宅介護支援センターは、新市において1カ所とし、大館市に置く。地域型は、大館市5カ所、比内町1カ所、田代町1カ所とする。
- 4．敬老関係事業については、地域の実情を考慮しながら調整を図る。
- 5．介護予防事業・地域支え合い事業については、国又は県の制度であり、その要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 6．家族介護支援事業については、国又は県等が定める制度は、その要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。各市町が独自に実施している事業等については、地域の実情を考慮しながら調整を図る。
- 7．生きがい活動支援事業については、合併時に再編する。ただし実施体制、方法については、地域の実情を考慮しながら調整を図る。
- 8．高齢者福祉施設の運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、ケアハウスの運営管理については、大館市の制度を適用する。
- 9．高齢者バス券交付事業については、大館市の制度を適用する。

学校教育事業の取扱いについて（継続協議）

学校教育事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年10月25日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会長 小畑 元

学校教育事業の取扱い

1. 奨学金貸付事業については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から大館市の制度に統一する。
2. 学校給食事業については、現行のとおりとし、合併後3年をめぐりに、運営方法について検討する。ただし、会計方法については、平成18年度に私会計に統一する。
3. スクールバス運行業務については、現行のとおりとする。ただし、合併後3年をめぐりに、運行方法について検討する。
4. 要保護、準要保護児童生徒の就学援助については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から大館市の制度に統一する。
5. 新入学児童ランドセル支給事業については、平成18年度以降の入学児童については、合併後に検討する。
6. 幼稚園就園奨励費補助金については、合併時に大館市の制度に統一する。

協議案第 63 号

合併協定書案について

合併協定書を別紙のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年11月8日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

協議案第 64 号

合併関連議案等について

合併関連議案等を別紙のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年11月8日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

別紙

合併関連議案等

大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合について

大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合に伴う財産処分について

大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例について

大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例について

市町の廃置分合について(申請)

大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合について

平成17年6月20日から北秋田郡比内町及び同郡田代町を廃し、その区域を大館市に編入することを地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、秋田県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月 日提出

市 町 長

理 由

大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合について、秋田県知事に申請しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合に伴う財産処分について

平成17年6月20日から北秋田郡比内町及び同郡田代町を廃し、その区域を大館市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定に基づき、関係市町で協議の上、次のとおり定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

記

北秋田郡比内町及び同郡田代町の財産は、すべて大館市に帰属させる。

平成16年12月 日提出

市 町 長

理 由

大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合に伴う財産処分について定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例について

平成17年6月20日から北秋田郡比内町及び同郡田代町を廃し、その区域を大館市に編入することに伴う議会の議員の在任の特例について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項の規定に基づき、関係市町で協議の上、次のとおり定めることについて、同条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

記

北秋田郡比内町及び同郡田代町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、大館市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き同市の議会の議員として在任する。

平成16年12月 日提出

市 町 長

理 由

大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例について定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例について

平成17年6月20日から北秋田郡比内町及び同郡田代町を廃し、その区域を大館市に編入することに伴う農業委員会の委員の任期の特例について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項の規定に基づき、関係市町で協議の上、次のとおり定めることについて、同条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

記

北秋田郡比内町及び同郡田代町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、大館市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き同市の農業委員会の委員として在任する。

平成16年12月 日提出

市 町 長

理 由

大館市、北秋田郡比内町及び同郡田代町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例について定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

16合併発第 号
比企発第 号
田発総第 号
平成16年12月 日

秋田県知事 寺田典城様

大館市長 小畑元

比内町長 佐藤賢一郎

田代町長 吉田光明

市町の廃置分合について（申請）

平成17年6月20日から北秋田郡比内町及び同郡田代町を廃し、その区域を大館市に編入することとしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 廃置分合の方式
- 2 廃置分合の期日
- 3 関係市町の概況及び沿革
- 4 廃置分合を必要とする理由
- 5 関係市町の現況表
- 6 関係市町の議会の議決書の写し及び会議録抄本
- 7 関係市町の協議書の写し
- 8 関係市町の協定書の写し
- 9 建設計画
- 10 その他参考資料